第４回　大東市人権擁護施策推進審議会　会議要旨

１．開催日時　令和４年10月３日（木）　　午前10時00分より

２．開催場所　大東市役本館　委員会室

３．出席者

審議会委員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　石　元　　清　英　　委 員（会長）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　山ノ内　　裕　子　　委 員（欠席）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　　辻　　　大　介　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　国　安　　澄　江　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　川　　正　義　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　林　　　徹　　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　大　田　　千　洋　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　井　　哲　也　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　和　真　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　好　　直　樹　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　久　世　　芳　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　克　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　山　本　　光　一　　委 員

・３号委員（市長が必要と認める者）　　　栗　本　　初　枝　　委 員

事務局

・人権政策監　　　　　　　　　　　　　　奥　野　　佳　景

・市民生活部人権室長　　　　　　　　　　高　橋　　和　久

・市民生活部人権室上席主査　　　　　　　池　谷　　幸一郎

・市民生活部人権室係員　　　　　　　　　大　保　　一　真

　　・政策推進部長　　　　　　　　　　　　　　東　　　克　宏

　　・政策推進部総括次長　　　　　　　　　　田　中　　知　子

・政策推進部戦略企画課長　　　　　　　　福　田　　悦　子

・政策推進部戦略企画課長補佐　　　　　　長　町　　幸　一

・政策推進部戦略企画課上席主査　　　　　北　谷　　友　香

４．案件

・議事

1. 資料説明
2. 意見交換

５．配布資料

　　　・会議次第

・委員名簿

・大東市人権擁護施策推進審議会規則

・資料１：大東市人権行政基本方針（案）

・資料２：人権行政推進本部会議と人権擁護施策推進審議会における主な意見と反映状況

６．その他

傍聴希望者　　　０名

発言要旨

１．開会

10名出席

２．議事

事務局：ここからの議事の進行は当審議会規則第３条第１項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

1. 資料説明

会長：それでは第４回の審議会を進めていきたいと思います。この会議は公開としていますが、本日の傍聴者はいないということですので、議事に入りたいと思います。今回の資料及びスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（資料及びスケジュールについて、事務局より説明）

1. 意見交換

会長：基本方針の修正点と今後のスケジュールについて説明していただきました。今の説明に関してご意見・ご質問ありますでしょうか。

委員：15ページの第３章人権問題の現状と取組の概要のところで、「人ごと」という言葉が３か所ぐらい出てきますが、「人」という字を使うと自分も入っているような感じに受け取られるので、ここはひらがな表記にしたほうがよいと思います。

会長：「人」という漢字をひらがなにしたらどうかというご意見です。「他人事」と書いて「ひとごと」と読む場合もあります。ひらがなにするほうが伝わりやすいのではないかということですね。

委員：同じページの７行目に「職場でパワー・ハラスメントを受けたりすることも差別に該当しない人権問題であり」とありますが、この意味が理解できません。例えばいじめは差別だと言いますが、そのようにとらえると、この表記はどうかと思います。

会長：ここで言おうとしているのは、多くの人が、人権問題と聞くと差別問題だと理解して、「差別問題だったら自分とは関係ない」と思ってしまう。ところが、「人権問題というのは差別だけの問題ではなくて、差別とはとらえられない人権問題もある」というような書き方です。ここでは「差別に該当しない」という書き方になっているので、例えば民族や人種が違うという理由で起こったパワー・ハラスメントは差別ですが、そうでないものもあるので整理したほうが良いと思います。「人権問題には差別以外の事象も多く含まれます」ということで、その例としての「犯罪被害に遭ったりパワー・ハラスメントを受けたりすることも人権問題であり」としましたが、これはなくても通じると思います。そういうことで、「差別に該当しない」という文言は、その前の文章でも触れているので、取ってもいいと思います。

委員：いっそのこと「パワー・ハラスメントを受けたり」という例えの文章を削除してはどうですか。その説明の例えがよけい話をややこしくしているのではないでしょうか。

会長：ただ、何か例を挙げないと、「こういうことか」となりにくいです。犯罪被害は、すべての人に遭う可能性があり、パワー・ハラスメントも職場で誰もが被害者になりうるということで挙げました。例えば、人種や民族が違ったり家の収入が低いことを理由に起こるいじめもあれば、いじめを止めたことでいじめられたり、勉強ができるので、いじめられる場合もあります。いじめにも差別にあたるいじめとそうでないいじめがあると思います。しかし、そこを言うとややこしくなってしまいます。サービス残業を強いられるというのも人権侵害であり、職場で労働組合をつくることが認められないというのも明らかな人権侵害です。パワー・ハラスメントが適切な例ではないというのであれば、他に置き換えることはできると思いますが、何らかの説明はあったほうがわかりやすいと思います。

人権問題というのは差別の問題だけに限定されないということを市民に伝えようとしているので、それが理解されやすい例を挙げることが適切だと思います。他の委員の方、何かご意見ありますでしょうか。

（意見なし）

では、全体を通して皆さんがお読みになって気づいた点や「ここをこう変えてはどうか」というご意見も出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：私の個人的な意見になりますが、16ページと17ページに書かれている女性の人権について、現在は「女性初」「女性活躍」とアピールされる一方で、女性の権利は後回しにされている社会です。女性は「初」として利用されているように私は感じます。

ＤＶやセクハラに関する法律は、女性政治家が声を上げ、尽力するおかげで実現してきました。男性も女性も日常の場において政治を論じるということがなさすぎるように思います。女性が政治的意見をもつということを良しとしない風土が強いからだと思います。昔に比べ、女性達が声をあげ、世の中が変わり始めました。しかしながらまだ過渡期です。疑問に思うことに声を上げられるような、納得のいく社会が実現されることを私は祈っています。

次に、19ページの高齢者の人権についてですが、高齢者の尊厳に関することについて意見を申し上げます。私は健康維持のために近くのスポーツジムに通っています。そこにはたくさんの熟年者達が集まって、楽しいひと時を送っていますが、その人たちからはいろいろな意見が出ます。「高齢者は死を待つだけの存在じゃない。コロナのしわ寄せは高齢者に集中している。医療費負担がアップする。年金額が減少する。報道番組で、高齢者の運転ミスばかりを強調して放映していることに不満がある。」との声などが寄せられています。年齢を理由とする偏見や差別を示す言葉で「エイジズム」という言葉があります。一部の高齢者に対して差別意識の強い人たちが言っているもので、「高齢者は若者より生産性が低い」「老害」といったような、最初から老人はよくないと決めつけている言葉です。

それから老醜という言葉もあります。歳をとって醜いということですが、醜いのはあたり前です。若さをいつまでも保てるわけではありません。老いが否定的な意味で使用されていることが多いです。

私は現在大東市商工会議所の会員ですが、大東市先進企業見学会によく参加しています。ものづくり分野においては、精密機器工業、金属工業、部品工業など、多くの企業があります。会社経営者から嘱望され、若い社員達に交じって仕事を指導している重鎮の人々がいます。その人達は熟年者達です。現在のコンピューター機器が活用されている時代にあっても、その神業といえる匠の技術は決して引けをとっておりません。工場見学をした中で、仕上げ工程において製品の研磨、微調整を実際に見学してきました。千分の一という誤差を全く認めないほどの技術者が多くいらっしゃいます。まさに熟年パワーです。

長らく整備の工場で働いてきた私の主人もその一人であろうかと思います。この方達にはこれからも活躍していただきたいと思います。高齢者の尊厳をたたえて熟年者を軽視しないことが大事だと思います。

また、29ページから30ページにかけて、防災の対策についていろいろ書いておられます。先日の台風では大阪は安全な状態でしたが、油断はできません。南海トラフのことが大きく新聞やラジオで報道されています。大東市では、ハザードマップを市民に配布しています。それには道路の危険な場所、地震発生時の必要な行動、避難場所へのルート、災害時の耐震対策などが書かれています。この避難場所というのは感染対策を十分に行った安全な場所となっています。貴重な配布物なので、日頃からしっかりと目を通す必要があると思います。そして日常において、避難訓練にぜひ参加して体験し、良い知識を学んでいくことが大切です。たくさんの知識を学ばせていただき、私自身、それを日々の生活に活かしています。

会長：申し訳ないですが、今は基本方針の文言で、「ここをこうしてはどうか」という最終案をとりまとめるにあたってのご意見をいただいていますので、

基本方針案をお読みになって、「ここはこうしたほうが、理解が深まるのではないか」、あるいは「誤解があるのではないか」というご提案をしていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

委員：文章の修正についての具体的な提案は難しいのですが、文章にこのような文言を入れたらいいのではないかという提案的な意見として述べています。

会長：例えばエイジズムだったら「その言葉をここに入れてほしい」とか、高齢の方々を軽んじる社会が問題だということであれば、「ここのところにこういう文章を入れたらどうか」というような具体的なご提案をいただけるとありがたいです。

委員：わかりました。最後に一つ発言したいのですが、38ページの「低所得層を無くすために」という赤字の部分です。政策として大東市でいろいろなことをされています。10月に都道府県で最低賃金が30～33円アップして、全国の加重平均が961円になっています。今は、非常勤なしでは日本の社会は回っていない状況です。

そのような状況で気になるのが、低所得者に対しての呼び名です。私の友達や私もいくつかアルバイトをしたこともあります。その中で、その職場での呼び方が「シルバーさん」「バイトさん」「非常勤さん」、そしてひどいのは「バイトの中国人さん」などと社員の上役の方がよく言っておられます。労働者に対して名前で呼ぶのがマナーです。少しの気配りで低所得者層の方が、より働きやすい環境になると思います。

会長：他にお気づきの点があればお出しください。

委員：29ページの⑥震災・水害等の災害に起因する人権問題について、資料２の反映内容にもあるように「東日本大震災に起因する人権問題」という表記を外していただくということでしたが、文章を見ると、主語が「東日本大震災の被害者は」になっており、この表記では、全体的な災害に起因する人権問題としてとらえにくいのではないかと思います。

会長：第３回の人権行政推進本部会議と人権擁護施策推進会議における主な意見と反映状況の29ページから30ページの部分かと思いますが、「災害時の人権配慮も必要ではないか」ということで、東日本大震災に限定しないほうがよいということでしょうか。

委員：タイトルからは外されていますが、文章のはじまりが「東日本大震災の被災者は」になっています。

会長：ただ、ここは主語を変えると、後に原子力発電所のことなどがあるのでおかしくなりますね。

委員：例として出しているのですが、次の「また」から始まる文章も東日本大震災の具体例を挙げています。

会長：東日本大震災の前に何か文章があって全般的なことを述べたうえで「特に」や「なかでも」というふうに工夫したほうが良いということですね。いきなり東日本大震災から始まると、それに限定した内容になってしまうということですね。これは事務局と相談することにします。

委員：18ページの子どもの人権の（2）今後の方向性の1～２行目で、「生きる権利、育つ権利、見守られる権利、参加する権利」とあります。最初の３つはわかりやすいのですが、「参加する権利」は何のことか一般的にはピンとこないところがあります。これは子どもを主体として考えたときの権利で、たとえば「子どもでも意見を言うことができる、意見を無視されない権利」です。重要な権利ですが、「参加する権利」と言われてもわかりにくいので、注釈を入れたほうが良いと思います。それに関連して、２ページの表の下から２行目に「児童の権利に関する条約」があります。これは、国では「児童」だと思うのですが、「子ども」のほうが良いのではないかという議論があったと思います。「児童」にすると14～15歳の生徒が含まれないとか、「子ども」は主体性が認められないというような議論があったかなと思います。ここは要請通りにしたほうが良いのであればこのままで良いし、こだわらないのであればそのあたりをチェックしたら良いと思います。

会長：たしかに議論もありますし、多くは「子どもの権利条約」というのですが、外務省などは「児童の権利条約」と言います。事務局で検討したいと思います。

11ページの下から8行目に「そのためには自分を偽ることなく、ありのままで生きられる社会」とあります。「偽ることなく」というのは漠然としていて何のことかと思われる市民の方もいらっしゃると思うので、ここは「自分らしくありのままに生きられる社会」というほうがわかりやすいと思います。

15ページ９行目の「すなわち、人権をもつすべての人にとって、人権問題は『自分ごと』だといえます」という書き方ですが、「人権をもつすべての人」という言い方は、「そしたら人権をもたない人はどうなるのか」と間違ってとらえられる可能性がありますので、「すべての人が人権をもつのであって、人権問題はすべての人にとって『自分ごと』といえます」というように書き換えてはどうかと思いました。

15ページ11行目の「また、差別問題にしても、自ら差別することもされることもない自分にとっては、『人ごと』だと考える人がいます。しかし、実際の事象をみると、差別をしたという自覚を持たずに差別している場合がほとんどであり、自覚の有無に関わりなく引き起こされている問題も少なくありません」という文章ですが、これではどんな問題か疑問に思ってしまうと思います。ここは、「しかし、実際の差別事象を見ると、差別した人は、自分が差別をしたという自覚をもっていない場合がほとんどです。そして、差別を傍観し、差別に加担してしまうこともあります」というような文章を入れたほうが良いと思います。「自覚の有無に関わりなく引き起こされている問題も少なくありません」はわかりにくいです。自覚していないから差別を傍観し、結果的に差別に加担することもあるという文章にしたら良いと思います。

17ページの６行目に「加えて、ＤＶやセクシュアル・ハラスメント等、性別に基づく暴力や苦痛を与えることは」とありますが、「性別に基づく暴力」はわかりにくいのではないかと思います。ＤＶやセクシュアル・ハラスメントは女性が被害者とは限らず、男性も被害者になる場合があります。ここは、女性への暴力を許さないということを強調しているところですので、「女性に対する暴力」にしてはどうでしょうか。表現を工夫してみてはどうかと思います。

27ページの６行目の「同性パートナーであることを理由にした入居拒否」はわかりにくいと思います。同性パートナーがいることで入居拒否にあうというよりは、同性カップルが家を借りようとした場合に借りることができない場合があることを言おうとしている文章だと思いますので、「同性カップルに対する借家への入居拒否」としたほうがわかりやすいのではないかと思います。

脚注の26番の「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）のことで、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人等、社会には少数派になる人のことをいう」という部分の、「社会的には少数派になる人」は「性のあり方が多数派に属さない人」に換えたらどうかと思います。

それから28番の「性的指向と性自認の頭文字を並べた言葉」というＳＯＧＩの説明ですが、そのあとの「すべてのセクシュアリティにかかわることとして」という、このセクシュアリティの説明で（「性的指向：恋愛等の対象となる性別」と「性自認：自分の性別に対する意識」）と挙げていますが、これは正確ではありません。日本語にするのは難しいのですが、セックスというのが性行為に関わる人間の行動という限定された概念であるのに対し、文化的、心理的な、人間関係も含む性に関わるすべてのことというのがセクシュアリティの意味として使われています。ここの説明は、「性に関わる人それぞれの生き方や意識、行動、人間関係など」にしてはどうかと思います。セクシュアリティというのは広い概念だということです。

30ページの下から９行目の「災害時において、女性、子ども、高齢者、障害のある人等、」という部分ですが、大東市は「障害者」で統一していなかったでしょう~~す~~か。前のほうは「障害者」という文言が出てきていますので、ここは「障害者」で統一したほうが良いと思います。

細かいところはまだ他にもあるのですが、大きなところは以上です。

よろしければ、その方向で事務局と詰めながら訂正していきたいと思います。

委員：人権室の方にお伺いしたいのですが、大東市は「障害」という表記は公式にはどうなっているのですか。大東市はどういう形で統一されているのですか。

事務局：いろいろ変遷はあったのですが、現在は漢字で「障害者」です。

委員：はじめは「害」だったのですが、一時言葉狩りが広がって、ひらがなに換えるなどいろいろありましたので、現在はどうかお聞きしたいと思いました。

「障害」というきめつけもなんとなく嫌なのですが、表現については、議論が昔ありました。「障害をお持ちの方」という表現もありますが、持ったり離したりできるなら離したいというクレームもあり、今は障害を持った人を怒らせないように丁寧に言うことが良いというような流れになっていると思います。私もまったく知らない人から「障害者のおっちゃん」と言われたら「何がや」と言うけれども、正直なところ、身体にハンディキャップを負っていることは確かなので、そこがちょっと微妙なところだとも思います。ただ、市が現在「障りがあって害がある」というふうな表記をされているのは全く何とも思わないです。「そうなんですか、はい、わかりました。」で終わることなんです。少し気になったので聞いてみましたが、場面によって表記のしかたが変わっていると思います。

会長：大東市としては、「障害者」という表記で統一しているので、ここでも「障害者」で統一したいということですね。他にどうでしょうか。

委員：事務局から今後のスケジュールで「10月中旬にはもうパブコメに入りたい」ということですが、きょうはもう10月３日で日がないと思います。この内容で、会長一任で事務局と詰めていただくということでどうでしょうか。

委員：賛成です。

会長：ただいまいただいたご提案について「賛成」というお声がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

委員：賛成

会長：審議会としては、本日のご意見を踏まえてパブリック・コメントを募集するということで、案を固めていくのですが、それは会長一任ということでよろしいでしょうか。

各委員：了承します。

会長：それでは本日いただいたご意見を踏まえ、事務局には再度改訂案の修正をお願いします。そしてパブリック・コメントを募集する案の点検につきましては、私のほうに一任していただくということでよろしくお願いします。パブリック・コメントに出す案が固まったら、また委員にお示しいたします。パブリック・コメントを経て最終的な案ができるので、それを「こういう結果になりました」ということで各委員にお示しするという理解でよろしいでしょうか。

この審議会はパブリック・コメントのあとに開く予定はないのですか。

事務局：パブリック・コメントの案は、今、委員からご提案いただいた通りでよいと皆様にご了承いただきましたので、これを修正したものをパブリック・コメントに出します。そこでいただいたご意見を反映し、取りまとめるために最終の審議会をできればと思っております。

会長：そこでパブリック・コメントで出た改正案を見て、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上で本日の審議を終了し、事務局にお返しします。

３．事務連絡等

事務局：今後の審議会の予定について、再度ご説明させていただきます。

今回の審議会で出たご意見を会長一任としてとりまとめ、10月中旬から11月初旬にかけてパブリック・コメントの募集を行う予定としています。そのあとパブリック・コメントで出た意見を反映させたものを本市の最終案として、11月下旬に最後の審議会を予定しています。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第４回の審議会を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

４．閉会